

高知工業高等専門学校防火管理規則

制 定 平成16年 4月 1日

(趣旨)

第1条 高知工業高等専門学校(以下「本校」という。)における防火管理業務に関しては、消防法(昭和23年法律第186号)、独立行政法人国立高等専門学校機構防火管理規則、その他特別の定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(防火管理の総括)

第2条 校長は、本校における防火管理の全般を総括する。

(防火管理者及びその業務)

第3条 消防法第8条の規定に基づき、防火管理者は総務課長とする。なお、防火管理者となるべき者が、消防法施行令(昭和36年政令37号)第3条の資格を有しないときは、その資格を取得するまでの間は校長が命じた者をもって充てることとする。

2 防火管理者の業務は、つぎのとおりとする。

- (1) 防火対象物について消防計画の作成
- (2) 消防用設備等の点検の実施及び監督
- (3) 火気の使用または取扱いに関する指導監督
- (4) 消防計画に基づく年1回以上の訓練の実施
- (5) その他防火管理上必要な業務

(予防管理組織)

第4条 日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、建物各室その他区域を定めて、防火責任者及び火元責任者を置くとともに、建物等及び消防設備器具等の点検検査を行うため自主点検検査員を置く。

2 防火責任者は、高知工業高等専門学校資産監守規則第5条別表に掲げる不動産供用責任者を、自主点検検査員は、施設係長をもって充てる。

3 防火責任者の業務は、その担当する供用区域について次のとおりとする。

- (1) 火気使用の箇所およびその周辺の火災防止措置
- (2) 実験室、燃料庫等における危険薬品、燃料等の管理状況の点検整備
- (3) 電気およびガス器具の管理状況の点検整備
- (4) 消化器具の点検整備
- (5) その他防火上必要とする事項

4 火元責任者は、建物各室その他区域の常時責任をもって使用している者のうちから定める。

5 火元責任者の業務は、その担当する区域の火の元を点検し、防火に必要な措置を講じ、常にその区域の火気取締に留意するとともに、帰宅の際は、残火の完全消化の有無、その他電源スイッチ、ガスコックの遮断を確認する等火気に細心の注意をはらうこと。

6 防火責任者、火元責任者は、その担当する区域について異状を認めた場合あるいは改善を要する事項を生じたときは、速やかに防火管理者に報告しなければならない。

7 自主点検検査員は、建物等及び消防設備機器等について適正な機能を維持するため、別

表の検査表により、年2回以上又は必要に応じて点検検査を実施しなければならない

(自衛消防団)

第5条 火災その他の事故発生の際に備え、自衛消防団を編成し、通報避難および消火に万全を期するものとする。

2 自衛消防団の組織、行動については、別にこれを定める。

(事務の総括)

第6条 防火管理の総括事務は会計課長がつかさどる。

(火災の予防)

第7条 火災予防の万全を期するため、常に次の事項を実施するものとする。

- (1) 火気使用設備機器の周囲は、常に整理整頓し、可燃物を置かないこと。
- (2) 防火設備機器の所在を明らかにするとともに常に点検整備を行うこと。
- (3) 火災警報その他警報発令のときは、職員、学生に周知徹底させるとともに特に警戒を厳重にすること。
- (4) 重要物件には非常の際直ちに搬出できるよう「非常持出」の表示をすること。
- (5) 構内の建物内外において臨時に火気を使用する場合は、火元責任者、防火責任者を経て、防火管理者の許可を得なければならない。
- (6) 建物内外において喫煙禁止の指定を受けた場所では禁煙を遵守しなければならない。
- (7) 構内において建築物を建築しようとするときまたは大量の危険物の搬出入あるいは、危険物関係施設、電気施設、火気使用施設を新設、変更をする場合は、防火管理者に連絡しなければならない。

(緊急連絡体制)

第8条 勤務時間外又は休日において、火災等の非常災が発生した場合の緊急連絡体制は、別にこれを定める。

(震災予防措置)

第9条 自主点検検査員は、第4条第6項に定める点検検査のほか、次の措置を行わなければならない。

- (1) 建物及び建物に付随する施設設備の倒壊落下の防止措置を図ること。
- (2) 火気使用設備器具、電気設備器具、危険物設備等の転倒、落下防止及び消防設備器具等についての作動状況を検査すること。

(地震災害警戒宣言時防災体制)

第10条 警戒宣言が発せられた場合は、災害発生時の被害を最小限にとどめるため職員は通常の業務を停止又は制限するとともに、第5条第2項に基づき別に定める自衛消防団の組織を編成し、団長等の指揮の下に行動するものとする。

(地震鎮静後の安全措置)

第11条 火元責任者及び自主点検検査員は、建物等の点検検査及び応急措置を行い、それらの安全性を確認後、電気、ガス、水道の供給使用を開始しなければならない。

(教育訓練)

第12条 職員および学生は、進んで防火に関する教育訓練を受け、防火管理の完璧を期するよう努力するとともに、有事に際し被害を最小限にとどめるための技術の錬磨を図るものとする。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表 検査表

(1) 建物等の自主検査

検査対象	検査実施日	点検検査員
建物	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
火気使用設備器具	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
電気設備器具	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	
危険物設備	平成 年 月 日	
	平成 年 月 日	

(2) 消防設備器具等の自主点検

検査対象	検査実施日			点検検査員
	外観点検	機能点検	総合点検	
消火器	平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	外部委託による場合は、「保守点検契約」を締結し、実施する。
	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
自動火災報知設備	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
誘導灯	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
避難器具	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
防火戸設備	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
非常放送設備	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
屋内消火栓	平成 年 月 日	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日	平成 年 月 日		